

組合員（年度末退職）の皆さまからよくいただく質問（Q1～Q11）

互助組合よくある質問

1 退会給付金について

Q1 自分が退会給付金の該当者か分からない。

A1 退会給付金は、互助組合員のうち、共済組合員等番号が「数字のみ」、「頭文字がP」又は「頭文字がZ」の方が対象です。

給与の支給が県費負担の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員等任用期間に定めのある職員は、退会給付金の対象となる掛金を徴収していないため、該当しません。

互助組合員であるか否か分からない場合は、給与明細で当互助組合の掛金が控除されているかを確認してください。

Q2 過去に県から市町等へ異動したことがある場合、退会給付金はどのようなになるか？

A2 人事異動により市町等へ異動された場合、その都度、請求をしていただいで給付していません。

Q3 退職後に教職員として、引き続き同じ所属で勤務するが、退会給付金請求書の提出は必要か？

A3 退会給付金請求書の提出は必要です。

現在の職を退職することになりますので、必ず請求手続をしてください。

Q4 年度末退職者の退会給付金は、いつ給付されるのか？

A4 4月30日までに退会給付金請求書の受付処理が終了した方は、5月末に送金します。

4月30日以降に受理した方については、事務処理が完了次第給付します。

Q5 退職後に住所変更をする予定がある場合は、請求書にはどちらの住所を記入すればよいか？

A5 記入いただいた住所へ5月末以降に送金決定通知書を郵送します。5月末以降にお住まいの住所を記入してください。

2 退職後の退職医療制度への加入について

Q6 退職医療制度は、誰が加入できるか？

A6 退職医療制度は、退職日まで互助組合員だった方のうち、満45歳以上の方が加入できます。

退職医療制度は公的な医療保険制度ではありませんので、公立学校共済組合、国民健康保険、全国健康保険協会等どの公的な医療保険制度を加入・利用されていても加入できます。

Q7 退職医療制度に加入したいのだが、どのように手続すればよいか？

A7 退職の翌日から起算して30日以内（令和7年3月31日退職の場合は、4月30日（水）まで）に、退職医療組合員申出書を提出してください。

退会給付金を加入時の掛金に充当しますので、退会給付金の給付対象の方は、退会給付金請求書と併せて申出書を提出してください。

Q8 掛金の支払はどうするのか？

A8 掛金は、加入時（退職日の翌日）の満年齢に応じた掛金額を一括納入していただきます。

掛金の支払についての通知は、令和7年3月31日退職者の方には6月頃に御自宅へ郵送します。

なお、退会給付金の給付対象の方は、退会給付金を加入時の掛金に充当します。

【退会給付金を掛金に充当した場合の例】

(例1) 退会給付金 > 掛金 の場合



(例2) 退会給付金 < 掛金 の場合



【掛金額表】

年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)
45	1,731,000	50	1,382,000	55	983,000	60	675,000	65	389,000
46	1,656,000	51	1,297,000	56	917,000	61	614,000	66	328,000
47	1,584,000	52	1,214,000	57	853,000	62	554,000	67	269,000
48	1,514,000	53	1,134,000	58	791,000	63	497,000	68	212,000
49	1,447,000	54	1,057,000	59	732,000	64	442,000	69	156,000

Q9 退職医療制度の給付や助成を受けるには、どのように手続すればよいか？

Q9 それぞれの給付や助成の所定の請求書により請求をいただき給付します。

Q10 中途退会は可能か？

A10 加入後の退会はできません。(納入された掛金の返金もできません。)

Q11 退職後に教職員として勤務し、公立学校共済組合員の資格を取得する。退職医療制度と現職制度のどちらに加入するのがよいか？

A11 退職医療制度と現職制度は、事業内容や給付額が異なり、掛金の納入方法も異なります。各制度の事業内容等を御確認いただき、御自身に適した制度を選択してください。

なお、退職後の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員等任用期間に定めのある職員として勤務される期間は現職制度に加入し、その任用期間が終了するときに退職医療制度に加入することも可能です。

【制度比較表】

項 目	退職医療制度	現職制度
掛 金	加入時に一括納入	毎月の給与から控除
給付金の受領方法	請求書等の提出による請求払	医療給付金、家族療養費は自動給付。その他の給付金は請求書等の提出による請求払。
利 用 期 間	終身（療養補助金(医療給付)のみ70歳に達した年度末まで)	一度の公立学校共済組合員資格（任意継続組合員を除く）を有する期間。
特 徴	・ 医療費の助成が充実した制度で、退職後に増加する医療費の負担を軽減できる。 ・ 保険証が切り替わっても利用可能。	退職まで加入していた現職制度と同様の事業内容が受けられる（リフレッシュ給付金と貸付事業を除く。）。